

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月及び44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月
② 昭和44年10月から45年3月まで

申立期間①の昭和42年4月については、私が所持する国民年金手帳に検認印が有り、申立期間②の国民年金保険料は、夫が会社を退職後、A市役所で納付した。年金特別便の回答で第1号被保険者の届を提出しないまま保険料を納付したので納付したことに相当しないとの回答であったが、当時、還付金も受け取っておらず、納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する国民年金手帳では、国民年金被保険者資格は昭和42年5月4日付け任意の種別で取得した記録となっているものの、申立期間を含む同年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年6月7日に納付していることが、同年金手帳の検認印により確認でき、このことはB市の国民年金被保険者名簿の検認記録とも一致している。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立人に国民年金保険料が還付された場合、その旨が記録されることとなっているが記載は無く、B市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても申立期間の保険料が還付された形跡は見当たらないことから、行政側において適正な事務処理が行われたとは認め難く、申立人が納付した申立期間の保険料は、現在まで長期間国庫歳入金として取り扱われ

ていることが明らかであることを踏まえると、国民年金の被保険者期間となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付することは、信義則に反するものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人は、特殊台帳では昭和44年10月に任意の国民年金被保険者資格を喪失以降、48年12月に強制の資格で再取得するまで国民年金に未加入の期間とされているものの、申立期間の国民年金保険料を、現年度保険料として、45年1月26日及び同年3月17日付けで転居後のC県A市に納付していることが、同年金手帳の検認印により確認できることから、同市では、申立人を国民年金の被保険者として管理していたことが推認できる上、申立期間のうち、44年10月から45年2月までについては、申立人の元夫は被用者年金の被保険者でないことから、申立人の国民年金被保険者資格の種別は強制となるものであり、45年3月については、申立人の元夫が厚生年金保険被保険者となったことから、申立人は任意となるが、継続して保険料を納付しており、国民年金の任意加入手続を行ったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

昭和60年4月頃、夫婦で国民年金に加入した後、妻が過去2年分の夫婦の国民年金保険料を数回に分けて納付したので、申立期間が未納となっていることには納得できない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、昭和58年4月以降、申立期間を除き、60歳に達するまで国民年金保険料を前納などにより全て納付し、国民年金基金にも加入していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録により昭和60年7月に払い出されたものと推認でき、この時点で、申立期間の保険料は過年度納付が可能である上、申立人は、同様に過年度納付が可能であった申立期間直前の58年4月から59年9月までを過年度納付していることがオンライン記録において確認できることから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間についても過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

昭和60年4月頃、夫婦で国民年金に加入した後、私が過去2年分の夫婦の国民年金保険料を数回に分けて納付したので、申立期間が未納となっていることには納得できない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、昭和58年4月以降、申立期間を除き、国民年金保険料を前納などにより全て納付し、国民年金基金にも加入していることが確認できることから、保険料納付意識は高いものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録により昭和60年7月に払い出されたものと推認でき、この時点で、申立期間の保険料は過年度納付が可能である上、申立人は、同様に過年度納付が可能であった申立期間直前の58年4月から59年9月までを過年度納付していることがオンライン記録において確認できることから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間についても過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月

私の国民年金については、母親と一緒にA市B区役所に一緒に出向いて加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、母親が納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料を納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人に係る平成3年度の保険料納付状況をみると、申立期間直後の平成3年5月から同年11月までの保険料を同年11月27日に納付するなど、同年度の保険料はいずれも現年度納付されていることが確認でき、申立人の保険料納付意識の高さを踏まえれば、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA株式会社における船員保険被保険者資格取得日は昭和18年7月7日、資格喪失日は19年8月26日であると認められることから、申立期間①に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和18年7月から19年7月までの標準報酬月額については、65円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人のA株式会社における船員保険被保険者資格取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は同年5月15日であると認められることから、申立期間②に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年4月の標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年7月7日から19年12月18日まで
② 昭和20年3月31日から22年3月頃まで

船員保険の加入記録を確認したところ、A株式会社に船員として勤務していた期間のうち、同社のB丸に乗船していた申立期間①の加入記録が無いことが分かった。また、同社のC丸に乗船していた期間の船員保険加入記録が昭和19年12月18日から20年3月31日までになっているが、同船には同年4月以降も乗船しており、以後の加入記録が無いことは納得できない。申立期間について船員保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）の記録によると、申立人はA株式会社（当時はD株式会社）が所有するB丸において昭和18年7月7日に資格を取得している旨の記録があるものの、資格喪失日の記載は無く、申立人の船員保険加入記録に反映されていない。

しかしながら、厚生労働省社会・援護局業務課が保管する「*号輸送船船員名簿」等の記録によると、申立人は昭和18年7月7日にB丸に乗船し、同船が沈没した翌日の19年8月25日付けで解雇されていることが確認できる。

また、当時、民間会社が所有する船舶及び船員の管理は、船舶運営会が一元的に行っており、B丸の総トン数から、同船は船舶運営会の管理下にあったものと考えられる。

さらに、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、B丸に係る被保険者名簿が全く残っておらず、このことについて年金事務所は、原因は不明である旨回答しており、同船に乗船していた船員全員について船員保険に加入していなかったとは考え難いことから、社会保険事務所（当時）における被保険者名簿等の記録の管理が適切に行われていなかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年7月7日に船舶運営会管理下のA株式会社において船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は19年8月26日であると認められる。

なお、昭和18年7月から19年7月までの標準報酬月額については、上記申立人に係る被保険者台帳の記録から、65円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人はA株式会社が所有するC丸において昭和20年3月31日付けで船員保険被保険者資格を喪失しているが、同社に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、同年3月31日までの被保険者名簿（以下「書換え前名簿」という。）において氏名が記載されている被保険者のうち、大半の者は船員に関する同年4月1日以後の名簿（以下「書換え後名簿」という。）において引き続き被保険者となっているほか、同年4月1日付けで再度資格取得している者のうち、申立人と同じく同年3月31日付けで資格喪失している者が4人確認できる。

なお、上記書換え後名簿に記載されている同僚の船員保険被保険者台帳（旧台帳）において、船舶運営会の被保険者記録が確認できることから、A株式会社が所有する船舶は船舶運営会の管理下であったものと考えられる。

また、当該書換え後名簿に申立人の氏名（当時は「E（漢字）」）は見当たらないものの、申立人と氏名及び生年月日が類似し、かつ職務が同じ事務員である「F（漢字）（大正13年生）」の船員保険被保険者記録（資格取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は不明）の記載が確認できる。

さらに、上記書換え前名簿には「F（漢字）」の記載は無く、オンライン記録にも該当者が見当たらないことから、当該被保険者記録は申立人の記

録であると判断するのが妥当であり、申立人が同年4月1日以降も船舶運営会管理下のA株式会社に船員として勤務していたと考えることが相当である。

加えて、書換え前名簿には資格喪失日の記載が無いにも関わらず、書換え後名簿には氏名の記載が無い被保険者が多数いるほか、同名簿には資格取得日の記載がほとんど無く、資格取得日が記載されている者も大半が昭和20年4月1日付けになっているなど、当該被保険者名簿には不備な点が多く見受けられることから、同年4月1日の船舶運営会への移管時における船員保険に係る事務処理の混乱及び社会保険事務所（当時）における被保険者名簿等記録の管理が適切ではなかったことがうかがえる。

また、厚生労働省社会・援護局業務課が保管する「履歴原票（海軍）」の記録によると、申立人は昭和19年12月1日付けで海軍に現役編入、20年5月15日付けで水兵としてG海兵団に配属されているが、この点について同課の担当者は、「昭和20年5月15日までは、記録上、現役編入となっており、実際には部隊に配属されておらず、民間の船舶に乗船していたことも十分に考えられるが、同日以降は実態的にも海軍の任務に就いていることから、民間の船舶に乗船していた可能性は無い。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、船舶運営会は、申立人が昭和20年4月1日被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められ、かつ、申立人の同会管理下のA株式会社における資格喪失日は昭和20年5月15日であると認められる。

なお、昭和20年4月の標準報酬月額については、上記未統合のA株式会社に係る船員保険被保険者名簿の記録から120円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和19年8月26日から同年12月18日までの期間については、申立人が船員としてA株式会社が所有するいずれかの船舶に乗船し、当該期間について船員保険料が控除されていたことがうかがえる資料及び供述は無いことから、同社における勤務及び給与からの保険料控除について確認することができない。

また、申立期間②のうち昭和20年3月31日から同年4月1日までの期間については申立人がC丸に乗船していたことが確認できず、同年5月15日から22年3月頃までの期間については、前述の「履歴原票（海軍）」の記録及び厚生労働省社会・援護局業務課担当者の供述から、申立人が20年5月15日以降、海軍においてG警備隊の任務に就いていることが確認できる。

さらに、海軍から解員された昭和20年9月25日以降についても、申立人がA株式会社に船員として勤務し、当該期間について船員保険料が控除されていたことを示す資料及び供述は無いことから、同社における勤務及び給与からの保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①のうち昭和 19 年 8 月 26 日から同年 12 月 18 日までの期間、申立期間②のうち 20 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間、及び同年 5 月 15 日から 22 年 3 月頃までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和29年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社における資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

また、B株式会社における資格取得日は、昭和30年4月1日、資格喪失日は同年9月5日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から30年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、C市DにあったA株式会社での加入記録が判明し、昭和29年1月1日の資格取得日は確認できたが、資格喪失日が確認できない旨の回答であった。年金事務所では資格喪失日の認定はできないとのことなので、第三者委員会での調査、判断を求めたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和29年1月1日から同年10月1日までの期間について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者仮名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和29年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、標準報酬月額は、同日付け及び同年

5月1日付け、同年10月1日付けでそれぞれ6,000円と記載されているが、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

また、A株式会社は既に解散しており、事業主及び役員も死亡若しくは所在不明であり、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、上記被保険者仮名簿から確認できる当時の同僚5人のうち、3人から回答があったが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる回答を得ることができなかった。

しかし、日本年金機構E事務センターに照会したところ、「A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿は仮名簿のみ保管されており、本名簿は見当たらない。」と回答しており、同社に係る事業所記号名簿には、「名簿なし」と記載されている上、同僚の一人の厚生年金保険被保険者台帳の備考欄には、「*（A株式会社の事業所整理記号）（紛失）32.4.19認定」（F県G部H課）と記載されていることから、当該名簿は紛失により保管されていないことがうかがえる。

また、現存している同社に係る厚生年金保険被保険者仮名簿における健康保険番号は連続しておらず、多数の欠番があることが確認できることから、社会保険事務所（当時）における年金記録の管理が適切ではなかったことが認められる。

さらに、A株式会社は、法人登記上は昭和29年5月10日に解散しているが、同社に係る厚生年金保険被保険者仮名簿において、資格喪失日が記録されている者16人のうち、29年6月1日が1人、30年4月1日が1人、31年4月1日が1人いることが確認でき、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、申立人と同様に29年10月1日の定時決定が行われているが資格喪失日の記録が無い者が申立人を含めて19人いることから、解散後も適用事業所の要件を満たし、事業を継続して行っていたものと判断される。

これらの事情を総合して判断すると、事業主は、申立人がA株式会社において、29年1月1日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を、同年10月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、6,000円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、昭和30年4月1日から同年9月5日までの期間について、オンライン記録によれば、複数の同僚がA株式会社の後にB株式会社における厚生年金保険被保険者の記録があることから、B株式会社について調査したところ、A株式会社が解散した後に、A株式会社と同じ

地区（I（J）区D）で、昭和30年2月1日に適用事業所となり、多くの役員がA株式会社から異動していることが判明し、B株式会社はA株式会社の関連会社であることがうかがえる。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と性別及び生年月日が一致するものの氏名が一文字異なる「K」の昭和30年4月1日から同年9月5日までの期間の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、上記複数の同僚は、いずれもA株式会社において継続して勤務していた旨供述しているが、B株式会社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人についても同様の取扱いであったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、上記基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和30年4月1日に被保険者資格を取得し、同年9月5日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和29年10月1日から30年4月1日まで及び同年9月5日から同年11月1日までの期間については、A株式会社及びB株式会社は既に解散しており、事業主及び役員も死亡若しくは所在不明で関連資料も無く、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)C工場における資格取得日に係る記録を昭和36年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年9月25日から同年10月9日まで

日本年金機構から送付された「厚生年金加入期間のお知らせ」を照会したところ、A株式会社D事務所から同社C工場に転勤した期間の一部の年金記録が抜けている。A株式会社入社以来、転勤による異動はあっても、退職した事実はなく、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する人事記録、及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和36年9月25日にA株式会社D事務所から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場における昭和36年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が、申立人のA株式会社C工場における厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を誤って届け、申立期間に係る厚生

年金保険料を納付していない旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年11月から14年9月までは22万円、同年10月は24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から14年11月1日まで
申立期間の実際の給与額と控除されていた保険料の額が国の記録と異なるので、調査の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA株式会社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成13年11月から14年9月までは22万円、同年10月は24万円と記録されていたところ、同年11月25日付けで13年11月に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理が行われた平成14年11月25日時点において、A株式会社の厚生年金保険被保険者は申立人を含めて20人であるところ、申立人を除く19人についても、申立人と同日付けで、13年11月1日等に遡って標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。

しかし、申立人が所持する給与明細書を見ると、申立人の申立期間における給与額は22万円以上であり、22万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

また、滞納処分票により、A株式会社が平成14年1月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

さらに、A株式会社に係る商業登記の記録から、申立人は同社の役員で

はないことが確認でき、上司に当たる元同僚は、「申立人はグラフィックデザインの仕事に従事しており、社会保険業務には関わっていなかった。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成14年11月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人の標準報酬月額を13年11月1日に遡って引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年11月から14年9月までは22万円、同年10月は24万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から59年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から59年8月まで

申立期間は当初、国民年金保険料の納付ができなかったが、昭和59年8月から同年11月の間、夫の海外赴任のためA市B区の実家に滞在中に母親に勧められ、区役所で納付可能であった期間の保険料を遡って納付し、領収書も受け取って保管していた。その後、C県D市の社会保険事務所（当時）で3号被保険者の手続を行った際、複数あった手帳とともに領収書も回収されてしまった。納付金額は20万円以下で12万円前後だったことと、全ての期間を遡って納付はできなかったという記憶もあるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年8月から同年11月まで実家に滞在していた際、A市B区役所で納付可能であった期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄において、昭和56年4月20日付けで喪失した国民年金被保険者資格を、59年9月29日に任意加入により再取得していることが記載されており、任意加入した場合、申出を行った日に同被保険者資格を取得するとされていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間となり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月

会社を退職後、A市B区役所で夫婦二人分が未納であると聞き、二人の国民年金保険料を区役所で納付した。妻は納付済みであるのに私は未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人の妻に係る申立期間の国民年金被保険者資格は、平成8年3月12日付けで追加されたものである上、申立人の妻は同年3月に作成された国庫金納付書により申立期間の国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録において確認できるものの、申立人については、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立期間は掲載されていない上、申立期間に係る国民年金被保険者資格は、11年5月6日付けで追加されたものであることがオンライン記録により確認できることから、この時点では申立期間は既に時効であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月頃から56年3月頃までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月頃から56年3月頃まで
厚生年金保険料を長年納めていたため、今後、年金の保険料を納付する必要はないと聞いていたが、妻が役所から私の分と二人分の国民年金保険料を支払うように言われたので、私の保険料も一緒に納付した記憶がある。納付した期間のはっきり覚えていないが、2年間ぐらいは納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて、「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、申立人に対し同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、このことは、D市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人が掲載されていないこととも符合することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人の妻は、昭和54年3月15日付けで国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から42年9月まで

私は、昭和38年頃、自宅に来た集金人を通じて国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料についても、100円か200円の保険料を集金人に納付し、領収書をもらったと記憶している。申立期間の納付記録が無いことには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年頃、集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年1月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃、申立人は国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて、「B(漢字)」及び「C(カナ)」で検索したが、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から41年3月まで

私の国民年金については、父親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであるが、私が結婚した時に、父親がA町（現在は、B町）役場で保険料納付状況を確認したところ、納付したはずの期間が未納とされていたため遡って納付しておいたと聞いている。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、この頃、申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認され、この時点において、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人は、申立期間当時居住していたA町の国民年金被保険者名簿に、申立期間の国民年金保険料を納付した記録は見当たらず、昭和42年12月に婚姻により転入したC町（現在は、B町）の被保険者名簿において、42年4月から43年3月までの保険料を43年3月29日に現年度納付し、41年4月から42年3月までの保険料を43年4月1日に過年度納付している記録を確認できるが、申立期間の保険料を納付した記録は見当たらず、

このことはオンライン記録とも一致することから、申立期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月から57年3月まで
勤務していた会社を退職したため、昭和53年10月頃、A市B区役所C出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、納付書により同出張所又は金融機関の窓口で妻の分と一緒に納付していた。申立期間が未納と記録されていることには納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和53年10月頃、A市B区役所C出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、同出張所又は金融機関の窓口で申立人の妻の分と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年6月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人及びその妻は、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人から遡って納付したとの主張は無い。

また、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人及びその妻は、申立期間

について登載されておらず、同市では、国民年金の被保険者として管理していなかったことから、申立人は、申立期間の保険料を現年度納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2280 (事案 301 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、母親が第2回目の特例納付により納付してくれた。以前にA市B区Cの社会保険事務所(当時)で未納期間が有ると言われた際、翌日に同事務所の女性職員に母親から渡された3枚の領収証書を見せて、「20歳からずっと通して続いていますね。」と念を押すと、「ハイ。」と答えた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年1月の時点においては、特例納付が実施されていた時期では無く、母親が遡って第3回目の特例納付により納付したとすると、保険料額は56万円になり、申立人の母親が納付して渡してくれたと主張している領収証書の金額とは、大きく相違していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付したのは、第2回目の特例納付が行われていた時期であり、納付した際の領収証書を、Cの社会保険事務所の女性職員に提示し、20歳到達時から申立人の保険料に未納が無いことを確認したとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が国民年金保険料を納付したとする第2回目の特例納付は、昭和49年1月から50年12月までの期間のみ実施されたもので

あり、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されたのは、当初の決定のとおり、当該特例納付の終了から約1年後の52年1月頃であることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間の保険料は特例納付することができなかつたものと考えられる。

また、国民年金保険料を特例納付した場合には、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳にその旨を記載することとされているが、申立人に係る同台帳の備考欄には、「53.2.22 本人の要求により 50年度12月、51年度3月分 納付書送付」との記載が有り、申立人は、昭和50年度分及び昭和52年1月から同年3月までの計15か月分（保険料額1万7,400円）を53年4月28日に納付し、52年4月から同年12月までの9か月分（同1万9,800円）を53年11月2日に納付していることが、同台帳の記録及び領収済通知書により確認でき、このことを誤認している可能性もうかがわれ、申立期間について特例納付した記録は無く、同通知書も見当たらないことから、再申立ての内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月から15年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予及び追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月から15年3月まで

20歳を迎えた頃、自宅に年金に関する内容の封書が届き、「学生であれば控除の対象となるので申請を行ってください」との記載が有り、私は、申立期間当時、学生だったので、母親がA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は学生納付特例の申請手続きをしてくれた。保険料は、私が就職してから納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳頃、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は学生納付特例の申請手続きを行い、その後、保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間のうち、平成12年4月から15年3月までは、申立人について学生納付特例の承認を得るには、毎年度申請することが必要であるが、申立人から、国民年金加入手続き以降、同申請を行ったとする主張は無い上、オンライン記録においても申請手続きを行った形跡は見当たらないことから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていなかったものと考えられる。

また、申立人が学生納付特例を承認された場合には、オンライン記録において「サ」と記録されるが、その記載は見当たらず、承認後10年以内に追納することとされている国民年金保険料を納付した形跡も見当たらないこ

とから、申立人は、申立期間の保険料を納付していなかったものと考えられる。

なお、申立期間のうち、平成12年3月は、国民年金保険料の学生納付特例制度は同年4月からであることから、該当しない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予及び追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予及び追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予及び追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 2 月までのうちの 6 か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月から 61 年 2 月までのうちの
6 か月
② 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 59 年 12 月に大病を患い仕事ができなくなり、60 年 8 月から 61 年 2 月まで国民年金保険料の免除を受けていたが、平成 10 年 2 月に追納を勧めるはがきがきたので、当該期間のうちの 6 か月分を追納した。

また、昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで国民年金保険料を納付し、元年 1 月は厚生年金保険料も納付していたのに、国の記録では追納したとされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和 60 年 8 月頃に国民年金保険料の免除申請手続きを行い、平成 10 年 2 月に追納勧奨を受けたため保険料を追納し、申立期間②について、保険料を納付し、元年 1 月は厚生年金保険料も納付していたのに国の記録では追納したとされていると主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人が国民年金保険料の免除申請を行うには、申立期間当時、国民年金の被保険者資格を取得していることが必要であるが、A 市が国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、昭和 60 年 8 月

15日付けで国民年金の被保険者資格を喪失し、再取得は63年10月21日付けであることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人が所持する国民年金保険料免除申請承認通知書において、申立期間の保険料は免除となっており、オンライン記録において、申立期間の保険料は平成10年3月31日から同年10月2日までの間に追納されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したこと、及び申立期間②の保険料を重複して納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①のうち6か月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料を重複して納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から同年 12 月頃まで
② 昭和 45 年 1 月から同年 10 月頃まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社Aが経営するB店で勤務していた申立期間①及びC株式会社のガソリンスタンドで勤務していた申立期間②について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。いずれの期間もD大学の夜間部に通いながら勤労学生として勤務しており、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aは商業登記簿上存続しているものの、既に倒産しており、同社の破産管財人に照会したが、「申立期間①当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていない。」と回答していることから、申立期間①における申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、株式会社Aの元役員に照会したが、「申立人の氏名については記憶しておらず、当時の勤労学生に係る厚生年金保険の取扱いについても全く記憶していない。」との回答であった。

さらに、株式会社Aの複数の元従業員に照会した結果、申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除の有無について確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、当該元従業員のうちの1人は、「正社員であれば、ほぼ全員覚え

ているが、申立人の氏名には記憶が無いので、臨時の従業員ではないか。」と供述していることから、申立人については、正社員とは勤務形態が異なる従業員であった可能性がある。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番もみられないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、雇用保険の加入記録について、申立人が申立期間①において被保険者であった記録は確認できない。

申立期間②について、申立人が勤務していたC株式会社E給油所の元副所長が、申立人の氏名について記憶していたことから、期間は特定できないものの、申立人が同給油所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C株式会社は既に他社と合併・解散しており、合併後のF株式会社に照会したところ、「申立期間②当時の資料としては正社員の履歴書のみ保管しているが、その中に申立人の記録は見当たらないため、申立人は臨時雇用であったと思われる。勤労学生が正社員として採用されることは無い。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、C株式会社の複数の元従業員に照会を行ったが、申立人の給与からの厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番もみられないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、雇用保険の加入記録についても、申立人が申立期間②において被保険者であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで

私は、同じ経営者であったA株式会社とB社に、継続して勤務していたのに、年金事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 7 月 1 日までの期間の年金記録が無いことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において、A株式会社又はB社のいずれかに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社は昭和 43 年 6 月 1 日に、B社は 46 年 10 月 1 日に共に適用事業所ではなくなっており、当時の関連資料も見当たらないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A株式会社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び複数の従業員の供述から、両事業所は同じ事業主で関連事業所であることが推認できるが、当該事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る勤務の状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A株式会社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることができない上、申立人以外に両被保険者名簿に氏名が記載されている者はいないことが確認できる。

加えて、申立人と同様にA株式会社が適用事業所でなくなった昭和 43 年 6 月 1 日に資格を喪失している 2 人の被保険者は、いずれも B 社において

被保険者であった記録は無いことから、申立人と同様に両社において継続して勤務していた同僚を確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号は連続しており、欠番は無いことから、申立人に係る厚生年金保険の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
株式会社A（現在は、B株式会社）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が従前の標準報酬月額よりも減額されていることが判明した。同社には組合があり、定期昇給や一時金などは組合で交渉して決定していたので、一度も給料が下がることは無かった。申立期間に係る標準報酬月額には納得できないので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社には照会したが、当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記載されている申立期間における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、株式会社Aにおける勤務期間において給料が下がるはずは無いと主張しているが、複数の元従業員に照会しても、その主張を裏付ける関連資料等を得ることはできない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 3 日から昭和 61 年 7 月 1 日まで
夫は、昭和 57 年 2 月から 61 年 7 月 1 日まで、有限会社Aに勤務していた。給与は、出来高払いで、他の手当は無かったが、毎月 40 万円台の収入があった。一度だけ 50 万円になったこともあったのに、28 万円や 30 万円の標準報酬月額はおかしいので、同業種の方の報酬を確認して、夫の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社Aに係るオンライン記録の標準報酬月額が、同社に勤務し支給されていた給与額からみて低額であるとして申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、事業所も既に解散し、事業主も既に亡くなっており、当時の関係書類も不明であることから、申立人の給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立人と同じB職人であった元同僚3人に照会したところ、申立人と同様に出来高給で支給されていた同僚は、「50 万円の給与額になることもあるが、15 万円の時もあり、平均して 30 万円くらいであった。」と供述しており、元同僚3人ともオンライン記録において、申立人と同様の 28 万円から 30 万円の標準報酬月額であることが確認でき、申立人のみが低額

であったことはうかがえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで
② 昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までは、A 市立 B 中学校において、また、61 年 4 月から 63 年 3 月までは、A 市立 C 中学校において、臨時事務職員として勤務していた。在職記録があるのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市教育委員会が提出した「在職証明書」の記録によると、申立期間①については A 市立 B 中学校において、また、申立期間②については A 市立 C 中学校において、申立人が臨時事務職員として勤務していたことが確認できるものの、当該委員会は、「申立人の、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の得喪及び保険料の控除については、資料が現存しないため不明。」と回答している。

申立期間①については、公立学校共済組合 D 支部は、申立期間①を含む昭和 58 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 31 日までの期間は、申立人が当該組合の任意継続組合員であった旨回答している。

申立期間②については、A 市教育委員会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 61 年 4 月付けで、健康保険証の返納及び「E 社任継」との記載があることから、申立人は、E 社会保険事務所（当時）において健康保険の任意継続被保険者として手続を行ったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る雇用保険被保険者記録は無

く、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2442

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から23年2月15日まで
申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 511円66 23.3.27」等が記載されており、申立期間の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和23年3月27日に支給決定されている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 6 月 23 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 35 年 6 月 23 日から 38 年 11 月 6 日まで
(B 株式会社)

申立期間の脱退手当金は受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所である B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 12 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月4日から34年5月1日まで
申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとされていることは、平成22年9月に「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」を見て初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A株式会社B工場の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年7月22日に支給決定され、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日が記載されているページ及び前後のページに記載されている者のうち、脱退手当金の受給要件を満たす女性は20人みられるが、そのうち申立人を含む18人について、オンライン記録において脱退手当金が支給決定されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金が支給決定された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者

からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。